

特定非営利活動法人発生工学研究会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人発生工学研究会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を吹田市山田丘3番1号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、発生工学的研究手法を必要とする研究機関に対して、遺伝子組換え生物に関する専門的な技術や情報を提供することにより、遺伝子機能研究の解析を助け疾病の治療や予防に役立つ基礎的な研究活動を促進することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表13号科学技術の振興を図る活動を行う。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①遺伝子組換え操作代行・生物資源保存事業
- ②遺伝子機能解析研究振興のための研究者・専門家育成事業
- ③海外における新規発生工学技術のわが国への情報発信事業
- ④その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2)賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人または団体

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

2 理事長は、前項の入会申込があったとき、正当な理由がない限り、入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

2 会費については徴収しないものとする。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したときは退会したものとみなす。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)この定款に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(種別)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1)理事 3人以上

(2)監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長とする。1人を副理事長とする。

3 理事および監事は、総会において選任する。

4 理事長、副理事長は、理事の互選により定める。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三等親以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び三等親以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けた時はその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第14条 役員の任期は、2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第 18 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 19 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 20 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 21 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面によって招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 13 条第 4 項第 4 号の規定により招集したとき。

(招集)

第 22 条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第 2 項第 3 号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも 5 日前までに通知を発信しなければならない。

(議長)

第 23 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 24 条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 25 条 総会における議決事項は、第 22 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできない。

(書面表決等)

第 26 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 27 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数(書面表決者又は表決委任者については、その旨を明記すること。)

(3)審議事項

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2人以上が、議長とともに署名押印をしなければならない。

第5章 理 事 会

(構 成)

第 28 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 29 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項。

(2) 総会において議決した事項の執行に関する事項。

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(開 催)

第 30 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって、開催の請求があったとき。

(招 集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その請求があったときから 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも開会の5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決等)

第 33 条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第 34 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生ずる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第 35 条 この法人の資産は、次に掲げる事業に区分する。

(1) 特定非営利活動に係わる事業

(資産の管理)

第 36 条 資産は理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第 37 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第 38 条 この法人の会計は、次に掲げる事業に区分する

(1) 特定非営利活動に係わる事業

(事業計画及び予算)

第 39 条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び予算)

第 40 条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 41 条 第 39 条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告書および決算)

第 42 条 理事長は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金等)

第 43 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度内の収入をもって償還するものを除き、総会の議決を経なければならない

(事業年度)

第 44 条 この法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わる。

第 7 章 事 務 局

(設置)

第 45 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第 46 条 主たる事務所には、特定非営利活動促進法第 28 条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

(1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 47 条 この定款の変更は、総会において正会員数の過半数が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第 48 条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の帰属)

第 49 条 解散後の残余財産は、法第11条第3項の規定に掲げるもののうち、総会で議決したものに帰属されるものとする。

第 9 章 雑則

(公告)

第 50 条 この法人の公告は官報により行う。

(委任)

第 51 条 この定款の施行について必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立時の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

(1) 正会員

① 入会金 1000 円 年会費 1000 円

(2) 賛助会員

① 入会金 10000 円 年会費 10000 円

3 この法人の設立当初の役員は、第 12 条第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は第14条第1項の規定にかかわらず、平成 19 年 9 月 30 日までとする。

理事長 岡部 勝

副理事長 木下タロウ

理事 目加田 英輔

理事 伊川正人

監事 堀井 俊宏

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 39 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 44 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 18 年 9 月 30 日までとする。

附則

1 この改定は、平成 23 年 3 月 3 日から施行する。